

## 第4期熊本県廃棄物処理計画の策定について

### 1 策定の根拠、経緯

- 都道府県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により、国が定める「基本方針」(法第5条の2)に即して、当該都道府県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(以下「廃棄物処理計画」という。)を定めることとなっている。
- 今般、第3期(平成23～27年度)の廃棄物処理計画の最終年度となるため、第4期(平成28～32年度)の同計画を策定する必要がある。

### 2 策定方針

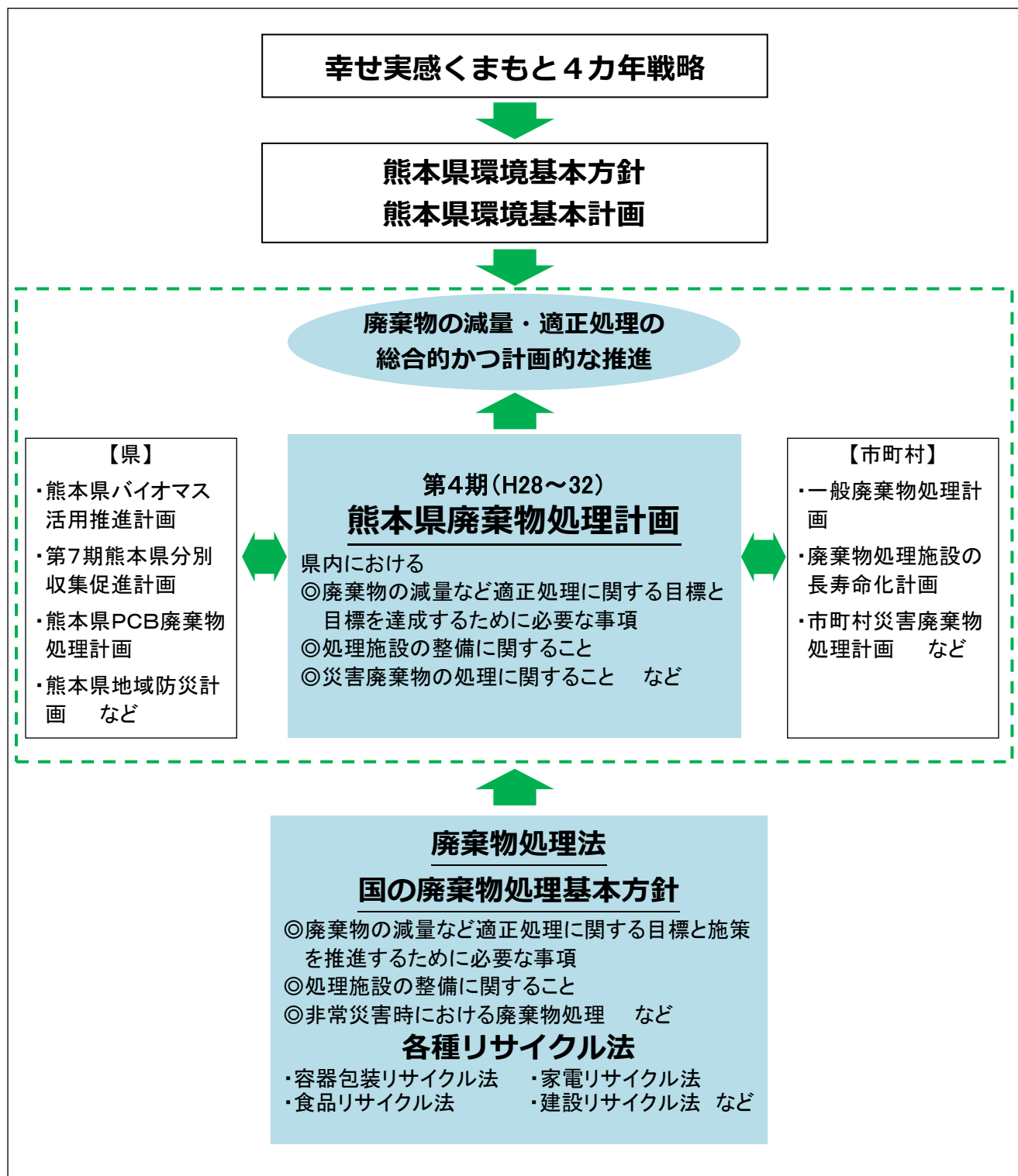
- (1) 国が定める「基本方針」に即し、次の事項を計画に定める(法第5条の5第2項)。
  - ① 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
  - ② 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
  - ③ 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
  - ④ 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
  - ⑤ 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
- (2) 上位計画である「幸せ実感くまもとの夢4カ年戦略」や「熊本県環境基本指針」及び「熊本県環境基本計画」との整合性を図る。
- (3) 計画に関連する「各種リサイクル法」や県内市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」等を踏まえて策定する。
- (4) パブリックコメントや県民・排出事業者・処分業者の意識調査、市町村の意見聴取により、県民、事業者、市町村等の意見を可能な限り反映させる。

### 3 策定の日程

廃棄物処理計画の策定スケジュールは以下のとおり。

平成27年3月	熊本県環境審議会への諮問 検討委員会の設置
7月～	改正廃棄物処理法施行、国の基本方針改定予定
7月～11月	検討委員会による廃棄物処理計画(素案)の審議等(計3回程度)
12月	市町村の意見聴取、県政パブリックコメントの実施
平成28年2月	熊本県環境審議会答申
3月	「第4期熊本県廃棄物処理計画」策定

■計画の位置付け



参考

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

（基本方針）

第 5 条の 2 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- （2） 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- （3） 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- （4） 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
- （5） 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項
- （6） 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かななければならない。

4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県廃棄物処理計画）

第 5 条の 5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- （2） 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- （3） 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- （4） 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- （5） 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 3 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

※下線部：平成 27 年改正